

一般質問通告書

		令和4年11月25日	
		午前10時30分受領	
会派名	木曜会	質問順位	2
質問の件名	一般質問		
質問方式	一括質問方式		
質問の要旨	別紙のとおり		
答弁を求める者	市長ほか関係理事者		
上記通告します。			
令和4年11月25日			
尾道市議会議員 岡田 広美 ㊟			
尾道市議会議長 高本 訓司 様			

1. がん患者の外見の変化に対する支援(アピアランスケア)の尾道市の取り組みについてお伺いします。
 - ① 広島県では、ウィッグ購入費助成事業は1人につきウィッグ購入費用の5割(上限50000円)1人につき1回限りという事業を尾道市はホームページで紹介しています。他に尾道市独自の助成事業はありませんか？
患者相談窓口設置やがんやがん治療による外的変化に対してのウィッグや胸部補正下着、眉毛などへのタトゥーの助成事業をお考えいただけませんか？
 - ② 小児の病気により、頭髮に悩みを抱えた18歳以下の子どもに無償でメデイカルウィッグを提供しているJHD&Cという団体があります。その団体にヘアドネーションといって31センチ以上の髪の毛を寄付するとその髪の毛を使って小児用のウィッグを作って、必要な子どもに無償提供しています。そういう事業がある事をもっと多くの人に知ってもらうと言う活動、広報は、いかがでしょうか？また、尾道市では、そういう活動に協力される理容美容室への補助事業のお考えはありませんか？
2. ヤングケアラーについて、尾道市のこれからの取り組みについてお伺いします。
 - ① 2022年度から国も集中的な取り組みが始まっているようですが、尾道市では、先日、行ったヤングケアラー研修会を参考にして具体的にこれから、どのように活かして行こうとお考えですか？
 - ② ヤングケアラー支援は、若者から大人になっていくことから、全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援条例が必要になります。講師の最後の言葉に「ケアラーが抱えている困難は、既存の福祉政策(要介護者支援サービスの導入、上乘せ)のみでは、カバー出来ないという認識が必要であると言われていましたが、その点、いかがお考えで具体的にどのように尾道市でしようと思っておりますか？
 - ③ ヤングケアラーの実態調査については以前もお願いいたしました。早期に発見・認定するためにも、実態把握の為の調査は必要だと思いますが、学校・医療、保健、福祉、地域で発見の場とするためにも、実態調査はどのようにされる予定ですか？今、お考えの予定をお伺いします。
 - ④ 相談・通告を受ける窓口を尾道市でも設けますか？前回、児童家庭支援センターまごころで18歳未満の子どもと家庭の相談援助を実施しているとお聞きしましたが、それで間に合っていますか？そこだけだと、研修会にあったように、18歳を過ぎてしまうと相談できる所が無いのではありませんか？そこらは、いかがでしょうか？
 - ⑤ 類似の自治体でも「ヤングケアラーについて」様々な取り組みをされていますが、ホームページに「ヤングケアラーとは」を具体的に表示して広報することによって、市民の方々に周知してもらうことができますが、尾道市では、される予定はありますか？

⑥ 学校で児童生徒が安心して話せる環境作り、スクールカウンセラーによるカウンセリング、安心して学校生活を送れるように、児童生徒がケアしていることに配慮して、学びや健康面のサポートは具体的にどのようにされていますか？

3. 東部公民館のこれからについてお伺いします。

① 高須地区は1万3千人の人口に対して公民館は、2ヶ所で、みんなが避難できる広さはありません。東部公民館は、トイレも男女一緒に移動図書館の車でしか本が借りれない。館長も1人しかいないので、利用しようにもいる時にしか予約ができない。

人口がこれからまだまだ増えるし、マンションも次々と立っている、10年後の東部地区の高齢化率は26%で、まだまだ若い高須の地区に公民館は、なぜこういう状況なのでしょう？具体的にこれからの計画をお示してください。

② 東部公民館の館長も因島のように事務員がサポートしてくれるなら、もっと地域のコミュニティの場所として、生かされると思いますので、早期に旧市内の1人体制を変えて、事務員を入れてほしいと思います。具体的に話は、進んでいますか？